○熊本市財政状況の公表に関する条例

昭和23年3月10日
告示第51号

第1条　地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づく本市の財政状況の公表に関しては、この条例の定めるところによる。
(昭39条例10・全改)
第2条　市長は、毎年3月末日及び9月末日現在をもって、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を、それぞれ2月以内に市民に公表する。
(昭39条例10・全改、平14条例44・一部改正)
第3条　前条の公表の方法は、熊本市公告式条例(昭和25年条例第1号)による。
(昭39条例10・全改)
第4条　この条例の施行に必要な事項については市長がこれを定める。

附　則
　この条例は、公布の日からこれを施行する。
附　則(昭和29年10月19日条例第38号)
　この条例は、公布の日から施行し、昭和29年9月末日現在を以つて作成する公表文書から適用する。
附　則(昭和39年3月23日条例第10号)
　この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
附　則(平成14年9月24日条例第44号)
　この条例は、公布の日から施行する。